



山形県公報

平成31年4月1日(月)

号 外 (7)

目 次

訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (人 事 課) … 1
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 3

訓 令

山形県訓令第2号

序 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(クリーニング業法執行手続の一部改正)

第1条 クリーニング業法執行手続(昭和25年8月県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

防災くらし安心部

保 健 所

第4条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県考査規程の一部改正)

第2条 山形県考査規程(昭和26年11月県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条第3項中「、危機管理監」を削る。

(山形県消防職員服制の一部改正)

第3条 山形県消防職員服制(昭和26年12月県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

防災くらし安心部

総 合 支 庁

消 防 学 校

第2条中	「危機管理監 危機管理・くらし安心局長 危機管理課長 危機管理課職員	を	「防災くらし安心部長 防災くらし安心部次長 消防救急課長 消防救急課職員	に、	「総務企画部次長 総務課長	」を	「総務課長」
------	---	---	---	----	------------------	----	--------

に改める。

(と畜場法執行手続の一部改正)

第4条 と畜場法執行手続(昭和28年12月県訓令第48号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

防災くらし安心部

保 健 所

食肉衛生検査所

(山形県県有財産評価委員会規程の一部改正)

第5条 山形県県有財産評価委員会規程（昭和30年9月県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「林業振興課長」を「森林ノミクス推進課長」に改める。

（山形県職員被服貸与規程の一部改正）

第6条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「危機管理課」を「消防救急課」に、

「山形県総合文化芸術館整備推進室」を

「山形県総合文化芸術館整備推進課」に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第7条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「定める職員」を「定める職員（給与規則附則第14項の規定により読み替えられた給与規則別表第9に定める職員を含む。）」に改める。

別表第2中「企画振興部長、次長及び企画振興部付の職員」を「企画調整課長」を

「企画振興部長、調整監及び企画振興部付の職員」を「企画調整課長」に、
「防災くらし安心部長、次長及び防災くらし安心部付の職員」を「防災危機管理課長」に、

「危機管理監及び環境エネルギー部危機管理・くらし安心局長」を「危機管理課長」を
「子育て推進部長、次長及び子育て推進部付の職員」を「子育て支援課長」を

「子育て推進部長、次長及び子育て推進部付の職員」を「子育て支援課長」に改める。

別表第3第1項の表中

「食肉衛生検査所」

を

「食肉衛生検査所（給与規則附則第14項の規定により読み替えられた給与規則別表第9に規定する山形市食肉衛生検査所を含む。）」

に改め、「（所長を除く。）」を削る。

（山形県営林極印規程の一部改正）

第8条 山形県営林極印規程（昭和40年3月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「農林水産部林業振興課長」を「農林水産部森林ノミクス推進課長」に改める。

（狂犬病予防法執行手続の一部改正）

第9条 狂犬病予防法執行手続（昭和44年5月県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

防災くらし安心部
保健所

（農村地域産業導入推進協議会規程の一部改正）

第10条 農村地域産業導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「危機管理課長」を「防災危機管理課長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「危機管理監」を「防災くらし安心部長」に、「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局の危機管理課長」を「防災くらし安心部の防災危機管理課長」に、「くらし安心課」を「消費生活・地域安全課」に改め、同表山形県国民保護協議会の項充てる職の欄中「危機管理監」を「防災

くらし安心部長」に改め、同項中 「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を

「防災くらし安心部防災危機管理課長」に改め、同表山形県防災会議の項中

「各部長
危機管理監」を「各部長」に、

「各部の主幹課長
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を「各部の主幹課長」に改め、同表山形県石油コンビ

ナート等防災本部の項充てる職の欄中「危機管理監」を「防災くらし安心部長」に改め、同項中

「環境エネルギー部環境企画課長
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を「防災くらし安心部防災危機管理課長
環境エネルギー部環境企画課長」に改め、同表山形県公衆浴場入

浴料金審議会の項充てる職の欄中 「危機管理監」を

「防災くらし安心部長」に改め、同表山形県産業構造審議会の項充てる職の欄中「及び経済交流

課長」を削り、同表山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「及び経済交流課長」を削り、同表中

山形県農業共済保険 審査会	委員	総務部長 危機管理監 農林水産部長	を
	幹事	農林水産部農政企画課団体検査指導室の 室長、室長補佐（農業団体指導を担当するものに限る。）及び団体指導主査	
	書記	農林水産部農政企画課団体検査指導室の 農業団体指導担当の主事	
山形県都市計画審議 会	幹事	環境エネルギー部循環型社会推進課長 県土整備部の各課長及び各課内室の室長	

山形県都市計画審議会	幹事	環境エネルギー部循環型社会推進課長 県土整備部の各課長及び各課内室の室長	に改め、同表山形県水防協
------------	----	---	--------------

議会の項充てる職の欄中「危機管理監」を「防災くらし安心部長」に、「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を「防災くらし安心部防災危機管理課長」に改める。

別表第1の2危機管理調整員の項充てる職の欄中「林業振興課」を「森林ノミクス推進課」に改める。

別表第2総合支庁の項巡察指導員の項充てる職の欄中「課長補佐（生活福祉を担当するものに限る。）」を削り、「及び福祉主査」を「福祉主査及び生活福祉主査」に改め、同表総合支庁の項老人指導福祉主事の項充てる職の欄中「及び福祉主査」を「福祉主査及び生活福祉主査」に改め、同表消費生活センターの項中

次長	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課課長補佐（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	を
消費者行政企画主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費者行政推進主査	
消費生活相談主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談主査	
総務主査	環境エネルギー部環境企画課総務主査	
庶務係長	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課総務調整主査	
主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課主査（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	
主事	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課主事（総務調整を担当するものに限る。）	

次長	防災くらし安心部消費生活・地域安全課課長補佐（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	に改め、同表福祉相談センターの項中
消費者行政企画主査	防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進主査	
消費生活相談主査	防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費生活相談主査	
庶務係長	防災くらし安心部防災危機管理課総務主査	
主査	防災くらし安心部消費生活・地域安全課主査（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	
主事	防災くらし安心部防災危機管理課主事（総務を担当するものに限る。）	

置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課保健支援主幹

を

置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課課長補佐（保健支援を担当するものに限る。）

に改め、同表知的障がい者更正相談所の項中

庄内児童相談所地域指導主幹

を

庄内児童相談所次長

に、

庄内支所主任技能員	庄内児童相談所主任技能員
-----------	--------------

を

「

庄内支所行政技能員	庄内児童相談所行政技能員
-----------	--------------

」に改め、同表山形職業能力開発専門

校の項中 「

主任主事	産業技術短期大学校主任主事
------	---------------

」を

「

主事	産業技術短期大学校主事
----	-------------

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成31年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成31年4月1日発行 発行人 山形県